

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案 新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 〔略〕</p> <p>2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="632 215 726 510">期限</td> <td data-bbox="539 215 632 510">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 510 726 1088">事務</td> <td data-bbox="539 510 632 1088">〔略〕</td> </tr> </table>	期限	〔略〕	事務	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="632 1164 726 1460">期限</td> <td data-bbox="539 1164 632 1460">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 1460 726 2038">事務</td> <td data-bbox="539 1460 632 2038">〔略〕</td> </tr> </table>	期限	〔略〕	事務	〔略〕
期限	〔略〕								
事務	〔略〕								
期限	〔略〕								
事務	〔略〕								
<p>平成三十九年三月三十一日</p>	<p>一 有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第 号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項</p>								

に規定するものをいう。)に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 計画(有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。)に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)

(総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例)

第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）〔附則第四条関係〕  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条の規定 公布の日</p> <p>二 第二十九条海洋基本法第三十五条第一項の改正規定 平成二十八年四月一日又は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日</p> <p>三 第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「、総合海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十九条海洋基本法第三十六条の改正規定 平成二十九年四月一日</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条の規定 公布の日</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 第二条の規定（内閣府設置法第四条第一項に一号を加える改正規定、同法第四十条第一項中「子ども・子育て本部」の下に「、総合海洋政策推進事務局」を加える改正規定及び同法第四十一条の二の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第二十九条の規定 平成三十年四月一日</p>